

監視装置仕様書

目次

第1章 概要.....	- 2 -
1 目的.....	- 2 -
2 貸借期間.....	- 2 -
3 貸借物件.....	- 2 -
4 設置場所.....	- 2 -
第2章 機器の基本仕様.....	- 2 -
1 赤外線照射器付き監視カメラ.....	- 2 -
2 デジタル監視装置.....	- 3 -
3 外付けハードディスク（バックアップ用）.....	- 3 -
4 納入仕様.....	- 4 -
第3章 その他の留意事項.....	- 4 -
1 貸借期間の特記事項.....	- 4 -
2 特記事項.....	- 4 -
3 保守等.....	- 5 -
4 検査.....	- 5 -
5 保証等.....	- 6 -
6 貸借期間終了時の取り扱い.....	- 6 -
7 関連ベンダー連絡先.....	- 6 -

千葉県保健福祉局保健福祉総務課

第1章 概要

1 目的

千葉県情報セキュリティ対策基本方針及び千葉県情報セキュリティ対策基準法に基づき、保健医療・衛生情報システムの運用保守を行っている情報システム室への不正な立ち入りを防止する物理的な対策として、監視装置を設置するものである。

2 賃借期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

3 賃借物件

監視装置 1式

4 設置場所

千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー 11階

保健福祉総務課 事務室、情報処理室

なお、令和8年度以降に以下の場所への移転を予定していることから、設置場所が変更となっても同様に保守等の対応を行うこと。設置場所の変更作業そのものは本契約の対象外とし、賃借人が設置場所を変更するときは、事前に賃貸人と協議するものとする。

千葉市美浜区幸町1丁目3-9 千葉市総合保健医療センター

第2章 機器の基本仕様

1 赤外線照射器付き監視カメラ

(1) 基本性能条件

分類	区分	仕様	参考機種
本体	筐体	吊り下げ可能であるもの。	IR-KS780
	機能	CMOSイメージセンサ200万画素以上であるもの。 (センサ方式同等性能可。) 水平解像度1000TV本以上であること。 イメージフォーマットサイズ1/2.9インチ以上であるもの。 フリッカレスであるもの。 カラー対応、暗視対応であるもの。 デジタル監視装置ソフトウェアに対応したもの。 オートフォーカス(自動ピント調整機能)であるもの。	
レンズ	機能	カメラ本体対応であるもの。 焦点距離2.7~12.0mm相当であるもの。	
赤外線	機能	投射距離20m以上であるもの。 LED寿命6,000時間以上であるもの。 デジタル監視装置ソフトウェアに対応したもの。	
カメラ電源	機能	複数カメラに同軸ケーブルで電源を供給できるもの、また同一のケーブルで映像を重畳することができるもの。	

赤外線照射器付き監視カメラ及びカメラ電源は、上記のスペックのものを以下の台数準備すること。

設置場所	千葉ポートサイドタワー 11階 保健福祉総務課 事務室、情報処理室
台数	カメラ2台、カメラ電源1台

2 デジタル監視装置

(1) 基本性能条件

分類	区分	仕様	参考機種
ハードウェア	デジタル録画装置／ハードディスク装置	2TB以上のもの。	DVR-ME0415AT II
	デジタル録画装置／インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラを接続可能なインターフェースを有すること。 ・ディスプレイを接続可能なインターフェースを有すること。 ・外付けHDDに接続可能なインターフェースとしてUSB(×2)を有すること。 	
	ディスプレイ／画面サイズ	18インチ以上	
	ディスプレイ／方式	カラー液晶方式	LCD-AH191EDW
	ディスプレイ／グラフィック表示	監視装置ソフトウェアの推奨要件を満たしているもの。	
	ディスプレイ／色数		
ソフトウェア	監視装置ソフトウェア	カラー対応、暗視対応であるもの。 遠隔操作ができるもの。 動体検知録画ができるもの。 複数のカメラ作動に対応したもの。 画質選択ができるもの。 スケジュール録画できるもの。 分割表示可能なもの。 外付けHDDにバックアップ可能なもの(手動可)。	-

デジタル監視装置は、上記のスペックのものを以下の式数準備すること。

設置場所	千葉ポートサイドタワー 11階 保健福祉総務課 事務室
式数	1式

3 外付けハードディスク (バックアップ用)

(1) 基本性能条件

分類	区分	仕様	参考製品
ハードウェア	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・4TB以上のもの。 ・上記デジタル監視装置に接続しバックアップをとるため、接続及びバックアップが可能なモデルを選定すること。 	HD-LE4U3-BB
	インターフェース/ファイルシステム	デジタル監視装置と接続できること	

外付けハードディスクは、上記のスペックのものを以下の台数準備すること。

設置場所	千葉ポートサイドタワー 11階 保健福祉総務課 事務室
台数	1台

4 納入仕様

(1) 機器

- ア 製品として提供されており、メーカーからのサポートサービスが可能であること。
- イ 千葉県グリーン購入基準を満たすものとする。

(2) 環境構築、作動確認、テスト

ア 監視カメラ、カメラ電源、デジタル監視装置、ディスプレイ、ケーブル、コード、ソフトウェア、外付けハードディスク等を適切な場所に設置、設定すること。(設置場所については、別紙「設置場所」参照)

イ ソフトウェアのインストール、初期設定、運用管理を考慮した設定及び、監視カメラとの連動作動確認を実施すること。

ウ 複数の監視カメラの作動を十分に考慮し、複数作動した場合でも快適な作動環境を提供するよう、機器の選定(スペック、台数、構成など)に留意すること。

監視カメラ、デジタル録画装置等の設置及び、ソフトウェアのインストール及び動作設定、必要に応じた支援を行うこと。また、設定にあたっては既存業務の運用に支障を与えないこと。

エ 上記ア～ウを実施する場合には、賃借人及び保健医療・衛生情報システム運用保守受託業者(「7 関連ベンダー連絡先」参照)の指示に従うこと。

(3) マニュアル、操作研修

ア 日本語による操作マニュアル、障害時の対応マニュアル、デジタル録画装置等の設定項目一覧、導入機器の構成一覧表を、紙及び記録媒体で納入すること。

イ 日本語による操作マニュアル及び、障害時の対応マニュアルに基づいた操作研修を、運用管理者に対して実施すること。

第3章 その他の留意事項

1 賃借期間の特記事項

監視装置の賃借期間は賃借人、賃貸人双方いずれにもこの契約を終了させる意思がないとき、同一の条件において賃貸借期間満了の日まで契約を継続させる。

ただし、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、賃借人の各会計予算の当該賃借料が措置されない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行うものとする。

また、この契約を変更、又は、解除しようとする会計年度開始日の2か月前までに、相手方に通知しなければならないものとする。

なお、当該契約の変更又は解除により、賃貸人が損害を受けることがあっても、賃借人はその損害賠償責任を負わないものとする。

2 特記事項

(1) 機器納入期限

監視装置の機器納入期限は、令和5年10月31日とする。

賃貸人は、落札後直ちに納入スケジュールを作成し、賃借人の承認を得ること。

(2) 納入機器

本仕様書は、上記の目的及び基本的な考え方に基づいた機能・構成等についての最低限の基準を示したものである。入札において、納入する機器について、本仕様書の記述に則しているか証明するための書類を【別添資料 仕様書内容適合様式】にて提出すること。

(3) テストの実施

納入後に賃借人及び保健医療・衛生情報システム運用保守受託業者において稼働テストを実施する。本テストに賃貸人は立会い、実施に協力するものとする。

(4) 応札者の条件

応札者は、類似した構成機器としての監視装置等の納品・整備に豊富な経験を有すること。また、必要に応じヒアリングに対応できること。

(5) 業務遂行にあたっての注意事項

ア 本調達は、搬入、設置、設定、調整、申請手続き等をすべて含む。

イ 賃貸人は、契約締結後、速やかに本件プロジェクトの運営体制を定め、作業スケジュールを作成し、賃借人と協議を行うこと。

また、賃借人との打合わせ等において、総括責任者を定め、分かり易く、効率的に行うようにすること。

ウ 賃貸人は、賃借人との打合わせ等の議事録及び打合わせ等において生じた検討課題を表にしたものを作成すること。

検討課題の表は、賃貸人が調査、検討し回答するものと、賃借人が検討し回答するものに分けて、それぞれ回答時期を明示すること。

エ 賃貸人は、納入にあたり、本仕様書に明示された機能、性能及びその他条件を十分に満足させること。

また、納入するハードウェア及びソフトウェアについては、原則として本調達のために開発されたものではないこと。

オ 本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、賃借人に報告の上、賃貸人の責任において実施しなければならない。

カ 使用する機器に問題が生じた場合は、賃貸人の責任において解決しなければならない。

キ 賃借人が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。

(6) 提出書類

次にあげる書類を提出すること。ただし、日本語によるものとする。

ア 機器仕様書（1部）

イ 取扱説明書（1部）

ウ テスト結果書（1部）

エ その他、必要に応じて、賃借人から指示する図書（1部）

※上記、各書類について、電子データ及び紙媒体で提供すること。

【電子データ】Microsoft Word形式、Excel形式、又はPower Point形式でCD-Rに収めること。

【紙媒体】A4判ファイルに収めること。

3 保守等

外付けハードディスク（バックアップ用）を除き、本賃貸借契約には、ハードウェア及びソフトウェアの保守料を含むものとし、次にあげる保守を行うこと。

(1) 平日の業務時間で、設置場所訪問による修理・取替えを原則とし、設置場所で完了しない場合は代替機対応を取ることにより、業務に支障が生じないようにすること。

(2) ソフトウェアの改良版等が出荷された場合、必要に応じ改良版のインストール等対応すること。

(3) 年一回の定期点検を行うこと。

(4) 電話による支援等を行うこと。

4 検査

(1) 賃貸人は、賃借人の質問、検査及び資料の提出等の指示に応じ、かつ、修正要求があったときは、これに応じなければならない。

賃貸人は、監視装置の設置が完了したときは、賃借人に対してその旨を報告し、検査を受けなければならない。

(2) 前記の検査に合格したとき、契約の履行の準備が整ったものとする。

(3) 上記検査の他に、必要に応じて中間検査を実施するものとする。

5 保証等

- (1) 本契約において使用する全ての機器について、1年以上の保証期間を設けることとする。
保証期間内において、明らかに利用者側の過失あるいは自然災害等によるものと判断される以外の故障、異常については、無償で修理又は交換を行うこととする。
なお、修理及び交換は迅速に行い、修理期間が長時間に及ぶ場合は代替品の無償貸与等の必要な措置を講ずることとする。
- (2) 検査に合格した後、監視装置が安定稼動するまでの間は、運用保守に関し、特に十分な技術支援を行うこととする。
- (3) 賃貸人は、賃借の期間内、監視装置に関する技術的問題点、ソフトウェアのバグ、パッチ及びバージョンアップ等の情報を速やかに提供することとする。

6 賃借期間終了時の取り扱い

- (1) 賃借期間の満了時は、本機器を賃貸人が回収して契約を終了することを原則とするが、賃借人が業務上の必要により再リースを申し入れた場合は、賃貸人は合理的な条件の下、これに応じることとする。
- (2) 記録されている電子情報を消去し、復元できない状態にした上で、その旨を書面で報告すること。
このことは、故障等への対応時、賃借期間の満了による撤去時のいずれも同様とする。なお、内蔵の記憶装置類を取り外して交換する場合も、当該記憶装置について情報の消去または物理的破壊を要する。
- (3) 本仕様書に定める撤去作業、電子情報の消去作業及びそれらに係る報告は、再リースの契約で賃貸人が引き続き同等の義務を負う場合には、本件調達による賃借期間の満了時の履行を免じる。

7 関連ベンダー連絡先

保健医療・衛生情報システム運用保守受託業者
コムコ株式会社 第2ソリューション事業部 第3システム部
日野 043-238-9943